福岡地区水道企業団 容量市場における需要抑制に関する アグリゲーター募集要項

令和6年11月29日

福岡地区水道企業団

目 次

01	概要
02	対象施設・設備
03	実施条件
04	報酬の算出
05	実施に必要な設備の設置
06	一般送配電事業者等との契約締結
07	守秘義務
08	一般送配電事業者及び電力広域的運営推進機関への手続き
09	参加資格
10	応募申込手続
11	契約予定事業者の決定等
12	容量市場参加申込書
13	契約予定事業者の決定の取消し
14	その他

1 概要

電力広域的運営推進機関が募集する容量市場メインオークション募集要綱(対象実需給年度:2027年度)(以下「メインオークション募集要綱」という。)に基づき、電力需要の逼迫が予想される際に、一般送配電事業者からアグリゲーターへの発動指令に応じて、福岡地区水道企業団が電力の需要抑制を行うもの。また、福岡地区水道企業団の協力内容に応じてアグリゲーターが福岡地区水道企業団に報酬を支払うもの。

2 対象施設・設備 ※設備の更新に伴い、負荷容量が変更になることがある。

海水淡水化センター

取水ポンプ : 170kW×6 台

高圧 RO 供給ポンプ : 132kW×5 台

高圧 RO ポンプ : 2,450kW×5 台

低圧 RO 前処理装置ポンプ: 11kw×5 台

低圧 RO ポンプ : 240kw×5 台

生産水導水ポンプ : 75kw×6 台

放流ポンプ : 75kw×5 台

3 実施条件

(1) 実需給年度

2027年度(2027年4月1日~2028年3月31日)

- (2) 契約需要抑制量(アセスメント対象容量)
 - 1,800kW (調整係数反映前)
 - ※見積りは調整係数を反映した額で行うこと。
- (3)継続時間

3 時間

(4) 対象時間帯

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日、 2027年12月29日、12月30日、12月31日、2028年1月2日、1月3日を除き、 各日9時から20時まで

※実効性テスト(実需給年度の2年度前に実施)における対象時間帯も同様とする。

(5) 発動指令

応動の3時間以上前(6時から17時まで)

(6)要請方法

電子メール及び電話で下記施設に連絡する。

福岡地区水道企業団施設部計画調整課、海水淡水化センター

(7)年間発動回数の上限

12回(1日の上限は1回)

(8) ベースライン

資源エネルギー庁が定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン(令和2年6月1日改定)」に記載の標準ベースラインとする。

(9)報酬の支払い時期

実需給年度終了後、4 報酬の算出 に基づき算出した報酬を 2028 年 05 月 31 日までに福岡地区水道企業団に支払うこととする。

4 報酬の算出

実効性テストのペナルティについては、電力広域的運営推進機関が定める「容量市場におけるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要(2024年07月)」の「⑩実効性テスト:アセスメント・ペナルティ」に記載の算出方法とする。

経済的ペナルティ金額(円)

= 基本単価(円/kW) × 5% × 実効性テスト未達成量^{*1}

*1:コマごとのリクワイアメント未達成量の合計を3で除した値

実需給期間の発動指令のペナルティについては、電力広域的運営推進機関が定める「容量市場におけるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要(2024 年 07 月)」の「⑪発動指令への対応:ペナルティーに記載の算出方法とする。

経済的ペナルティ金額(円) ※2

基本的報酬^{※3}×110%×リクワイアメント未達成容量(kWh)

アセスメント対象容量(kW) × 3 h /回 × 12 回

※2発動1回当たりの金額(発動は年間で最大12回)

※3契約金額(税抜き)

リクワイアメント未達成容量(kWh)^{※4}

= アセスメント対象容量(kW)× 3(h)-発動実績(kWh)

*4リクワイアメント未達成量が負の数値となった場合、ゼロとする。

報酬については、実効性テストのペナルティ、実需給期間の発動指令のペナルティより以下の算定式で求めるものとする。ペナルティに基づき報酬が減額となり報酬が0円を下回る場合、受注者はペナルティとしての追加的な料金を発注者に請求せずに報酬を0円とする。

報酬(円)

= 基本報酬 - 実効性テストのペナルティー 実需給期間のペナルティ

5 実施に必要な設備の設置

受注者の希望により、需要施設内に設置した取引用計量器の計量データを必要とする場合は、事前に発注者の承諾を受けたうえで工事を行うことができる。ただし、本契約満了または解除した場合は速やかに原状回復するものとする。このための設置及び撤去に係る費用はすべて受注者の負担とする。

なお、工事を行わない場合は、受注者の負担で計量データの取得を行うこととする。

6 一般送配電事業者等との契約締結

受注者は本契約による容量市場への参加が適切に行えるよう、一般送配電事業者や電力 広域的運営推進機関等との契約など必要な契約を締結すること。

7 守秘義務

受注者は本契約上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後においても同様とする。

8 一般送配電事業者及び電力広域的運営推進機関への手続き

一般送配電事業者および電力広域的運営推進機関への提出その他手続きすべては、 受注者が行う。発注者が提供する必要のある書類がある場合は、受注者が適切な時期に依頼 する。

9 参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

- ① メインオークション募集要綱に基づき実施したメインオークションにおいて、落札容量を有する者であること
- ② 成年後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと
- ③ 住所地の市町村税の滞納がないこと
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2 号に規定する暴力団又は暴力的集団の構成員(以下「暴力団員」という。)でないこと
- ⑤ 福岡地区水道企業団指名停止等措置要領第2条(平成21年12月1日)に規定する指 名停止等の措置要件に該当しないこと
- ⑥ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は団体に属する者でないこと

10 応募申込手続

- (1)提出方法
 - ① 郵送

郵送は、配達記録が残るよう次の方法により行うこと。

- ア 郵便局による一般書留、簡易書留、又はレターパックプラス(レターパックライトは不可)
- イ 総務省の認可を受けた信書便事業者が行う信書便でかつ福岡地区水道企業団の 受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの
- ② 持参

下記提出先に、直接持参すること。

※電話、ファックスによる受付は行わない。

(2)提出先

〒815-0031

福岡市南区清水四丁目3番1号

⋈ keikaku@f-suiki.or.jp

(3)提出書類

- ① 見積書(様式1)
 - 「3 実施条件(2)契約需要抑制量(アセスメント対象容量)」に基づき、「4 報酬の算出」に規定する基本報酬(税抜)を記載した見積書を提出すること。
- ② 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
 - ※発行日から3か月以内のもの
- ③ 印鑑証明書
- ④ 同意書兼役員等名簿(様式2)
 - ※暴力団排除のための警察への照会に使用
- ⑤ 納税証明書
 - ア) 法人市町村民税・固定資産税を滞納していないことの証明
 - イ) 消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明
- ⑥ 会社概要(特定卸供給事業届出事業であること、容量市場メインオークション(対象実需給年度:2027年度)で落札電源を確保していることが分かる書類)
- (4)受付期間

令和6年11月29日(金)から令和6年12月12日(木)まで

なお、持参の場合における提出先の受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く 10 時から 17時(正午から 13 時を除く。) とする。

11 契約予定事業者の決定等

(1) 提出書類の審査

提出された応募書類の審査を行い、条件を満たしている事業者を契約予定事業者の選 定対象とする。なお、次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- ① 参加資格のない者によるもの
- ② 指定の日時までに提出がなかったもの
- ③ 参加資格者の氏名その他主要部分が識別しがたいもの
- ④ 金額等の訂正、削除、挿入等があるもの
- ⑤ その他不正な手段によるもの

(2)契約予定事業者の決定

福岡地区水道企業団が設定する最低基本報酬以上の額で、最高の価格で申込みを行った者を契約予定事業者とする。なお、最高価格となる同価の価格提案をした者が二者以上あるときは、当該事業者立会いのもと、くじによる選定とするので、その際は、当該提案者に電話連絡を行う。

(3) 結果の通知

契約予定事業者の決定は、令和6年12月下旬までに申込者それぞれに対し、通知することとする。また、提案書類等を提出した事業者数及び決定した契約予定事業者を福岡地区水道企業団ホームページで公表する。

12 容量市場参加申込書

- (1)福岡地区水道企業団は、決定した契約予定事業者と速やかに最終的な容量市場募集条件の協議を行い、協議が整い次第、契約予定事業者に、容量市場参加申込書を提出する。
- (2)契約予定事業者は、容量市場参加申込書受理後、容量市場の必要な手続きを行い、令和9年3月31日までに福岡地区水道企業団と契約を締結する。

なお、対象施設の実供給年度における電力供給契約が、小売電気事業者と締結できない場合は、当該容量市場における需要抑制に関する契約を締結しない。

13 契約予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、契約予定事業者としての決定を取り消すこととする。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに容量市場参加申込書の手続きに応じなかった場合
- ② 契約予定事業者が応募者の資格を失った場合
- ③ その他契約予定事業者が本件の相手方として不適当と認められる場合 上記の取消しの場合は次点の者を決定事業者とし、次点の者の提案額を決定金額とする。

14 その他

本要項は、公募期間中に福岡地区水道企業団ホームページにて公表するとともに、福岡地区水道企業団施設部計画調整課で配布する。

応募書類の作成及び提出に関する費用は応募事業者の負担とする。

提出された応募書類は返却しない。

応募書類提出後において、契約予定事業者の決定までの間は、応募書類等に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りでない。

本要項に定めるもののほか、必要な事項については、福岡地区水道企業団において定める。